

地方議会からの意見書の取り扱いに係る制度の確立を求める意見書

地方自治法第 99 条では、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる」と規定されている。この意見書は、議会および議員が日々の政務活動や請願・陳情等により、住民の意見・要望を広く把握した上で提案され、議会の総意としての議決を目指し、各議会において格段の努力が払われているものである。

しかし、それを受け取った国会・関係行政庁等からは、現状やその対応についての報告・回答がなされていないのが実情である。例えば国会の衆参議院においては、意見書を受理した後、その件名および提出議会名を衆議院・参議院公報に掲載し、関係委員会に参考送付されるのみであり、関係行政庁に対する意見書についても、その後の処理状況について積極的な開示がなされていない。

よって、国においては、地方議会の意見を施策に反映し、地方自治体の自主性・自立性・独立性を確保するため、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方議会から提出された意見書について、関係行政庁等に意見書に係る回答義務を課し、国会に対するものにあつては、その内容の是非を審議することを明記するなど、法に基づく意見書の実効性を担保する制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 3 月 11 日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議 長 百 瀬 輝 和

(宛先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣